令和７年度小樽市予算書

目　　次

一　般　会　計 ・・・・・・・・・・・・・ 1

特　別　会　計

港湾整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 7

水産物卸売市場事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 9

国民健康保険事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 11

介護保険事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 13

後期高齢者医療事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 15

企　業　会　計

病院事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 17

水道事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 21

下水道事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 25

産業廃棄物等処分事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 29

簡易水道事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 31

令和７年度　小 樽 市 一 般 会 計 予 算

令和７年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,175,976千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（市債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　市債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
1 市税		14,556,600
	1 市民税	5,344,800
	2 固定資産税	6,872,300
	3 軽自動車税	232,000
	4 たばこ税	927,000
	5 特別土地保有税	100
	6 入湯税	59,100
	7 都市計画税	1,121,300
2 地方譲与税		332,845
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	227,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	25,844
	5 特別とん譲与税	10,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		38,000
	1 配当割交付金	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金		65,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	65,000
6 法人事業税交付金		272,000
	1 法人事業税交付金	272,000
7 地方消費税交付金		3,151,000
	1 地方消費税交付金	3,151,000
8 ゴルフ場利用税交付金		38,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	38,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		39,000
	1 環境性能割交付金	39,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		378
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	378
12 地方特例交付金		58,000
	1 地方特例交付金	58,000
13 地方交付税		15,883,000
	1 地方交付税	15,883,000
14 交通安全対策特別交付金		千円
		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
15 分担金及び負担金		120,532
	1 負担金	120,532
16 使用料及び手数料		1,370,252
	1 使用料	1,022,018
	2 手数料	348,234
17 国庫支出金		13,431,289
	1 国庫負担金	10,599,904
	2 国庫補助金	2,806,030
	3 国庫委託金	25,355
18 道支出金		4,301,744
	1 道負担金	3,305,523
	2 道補助金	687,814
	3 道委託金	308,407
19 財産収入		98,382
	1 財産運用収入	95,102
	2 財産売払収入	3,280
20 寄附金		1,256,000
	1 寄附金	1,256,000
21 繰入金		2,653,913
	1 特別会計繰入金	35,843
	2 基金繰入金	2,618,070
22 繰越金		1
	1 繰越金	1
23 諸収入		2,757,139
	1 延滞金、加算金及び過料	13,000
	2 預金利子	1,120
	3 貸付金元利収入	1,208,985
	4 雑入	1,534,034
24 市債		5,729,900
	1 市債	5,729,900
歳入合計		66,175,976

歳　出

款	項	金額
		千円
1 議会費		234,978
	1 議会費	234,978
2 総務費		5,237,806
	1 総務管理費	4,772,721
	2 徴税費	177,741
	3 戸籍住民基本台帳費	132,732
	4 選挙費	68,582
	5 統計調査費	82,014
	6 監査委員費	4,016
3 民生費		27,166,463
	1 社会福祉費	13,811,106
	2 児童福祉費	6,363,461
	3 生活保護費	6,724,516
	4 国民年金費	5,706
	5 民生施設費	261,674
4 衛生費		5,582,973
	1 保健衛生費	2,443,108
	2 保健所費	545,704
	3 清掃費	2,594,161
5 労働費		82,270
	1 労働諸費	82,270
6 農林水産業費		150,754
	1 農林業費	137,735
	2 水産業費	13,019
7 商工費		1,517,881
	1 商工費	1,517,881
8 土木費		7,626,530
	1 土木総務費	17,082
	2 道路橋りょう費	3,180,034
	3 河川費	76,695
	4 都市計画費	1,046,327
	5 住宅費	828,301
	6 港湾費	2,478,091

款	項	金額
		千円
9 消防費		1,929,023
	1 消防費	1,929,023
10 教育費		3,365,889
	1 教育総務費	129,383
	2 小学校費	1,093,586
	3 中学校費	848,373
	4 学校給食費	438,301
	5 社会教育費	434,134
	6 社会体育費	422,112
11 公債費		4,728,556
	1 公債費	4,728,556
12 諸支出金		127,500
	1 特別会計償還金	114,602
	2 財政調整基金費	8,278
	3 減債基金費	1,395
	4 基金償還金	3,225
13 職員給与費		8,395,353
	1 職員給与費	8,395,353
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		66,175,976

第2表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
会議録作成委託料	令和8年度	1,078
情報化推進事業費 （パソコン更新）	令和8年度から 令和12年度まで	230,413
情報化推進事業費 （ネットワーク機器更改）	令和8年度から 令和12年度まで	78,940
情報化推進事業費 （省スペースパソコン）	令和8年度から 令和12年度まで	27,113
行政情報システム整備事業費 （標準準拠行政情報システム利用料）	令和8年度から 令和12年度まで	518,092
行政情報システム整備事業費 （し尿収集管理、ごみ処理手数料徴収管理システム使用料）	令和8年度から 令和11年度まで	7,308
防災関係経費 （防災資機材整備事業費）	令和8年度から 令和11年度まで	6,290
重層的支援体制整備事業費 （おやこの集いの場運営事業費）	令和8年度から 令和10年度まで	109,500
観光基本計画策定経費 （基本計画策定業務委託料）	令和8年度	4,191
バリアフリー等住宅改造資金負担金	令和8年度から 令和22年度まで	847
学校給食センター運営費 （輸送委託料）	令和8年度から 令和11年度まで	313,500
学校給食センター運営費 （調理等業務委託料）	令和8年度から 令和10年度まで	410,410

第３表　　市　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
庁舎等施設整備事業費	7,100	普通貸借又は登録公債	10.0以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
新幹線整備事業費	157,000			
防災対策事業費	26,000			
地上デジタル放送送受信環境整備事業費	4,000			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
町内会館等建設助成事業費	5,800			
過疎地域持続的発展特別事業費	117,800			
社会福祉施設等整備事業費	57,700			3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
民間保育施設等整備支援事業費	18,100			
保育所整備事業費	53,200			
民生施設整備事業費	95,000			4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
環境衛生施設整備事業費	7,700			
火葬場整備事業費	4,800			
出資金債	12,500			
北しりべし廃棄物処理広域連合負担事業費	990,900			
廃棄物処理施設整備事業費	8,400			
勤労青少年ホーム施設整備事業費	27,100			
道路新設改良事業費	579,600			
建設機械整備事業費	106,700			
河川整備事業費	40,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
都市計画事業費	94,500			
朝里ダム周辺環境整備事業費	1,600			
市営住宅整備事業費	330,100			
港湾事業費	1,250,100			
消防施設整備事業費	792,900			
義務教育施設整備事業費	539,000			
社会教育施設整備事業費	172,700			
体育施設整備事業費	229,100			

令和７年度　小 樽 市 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 予 算

令和７年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584,089千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（市債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　市債」による。

第１表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

款	項	金　額
		千円
1　使用料及び手数料		345,892
	1　使　用　料	345,892
2　繰　入　金		105,508
	1　一般会計繰入金	105,508
3　諸　収　入		11,289
	1　雑　入	11,289
4　市　債		121,400
	1　市　債	121,400
歳　入　合　計		584,089

歳　出

款	項	金　額
		千円
1　港湾整備事業費		266,635
	1　港湾整備事業費	266,635
2　公　債　費		317,354
	1　公　債　費	317,354
3　予　備　費		100
	1　予　備　費	100
歳　出　合　計		584,089

第２表　　市　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
上屋整備事業費	26,500	普通貸借又は登録公債	10.0以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	2,700			
資本費平準化債	92,200			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

令和７年度　小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和７年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,479千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表　歳入歳出予算」による。

別表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
1　使用料及び手数料		18,690
	1　使用料	18,690
2　繰入金		7,180
	1　一般会計繰入金	7,180
3　諸収入		14,609
	1　雑入	14,609
歳入合計		40,479

歳　出

款	項	金額
		千円
1　管理費		40,429
	1　管理費	40,429
2　予備費		50
	1　予備費	50
歳出合計		40,479

令和７年度　小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和７年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,561,599千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表　歳入歳出予算」による。

別表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料		1,577,100
	1 国民健康保険料	1,577,100
2 国庫支出金		9,972
	1 国庫補助金	9,972
3 道支出金		9,726,271
	1 道補助金	9,726,271
4 財産収入		938
	1 財産運用収入	938
5 繰入金		1,242,318
	1 一般会計繰入金	1,193,810
	2 基金繰入金	48,508
6 諸収入		5,000
	1 延滞金、加算金及び過料	500
	2 雑入	4,500
歳入合計		12,561,599

歳　出

款	項	金額
		千円
1 総務費		404,722
	1 総務管理費	404,722
2 保険給付費		9,506,343
	1 療養諸費	9,479,149
	2 出産育児等諸費	27,194
3 国民健康保険事業費納付金		2,641,596
	1 国民健康保険事業費納付金	2,641,596
4 基金積立金		938
	1 基金積立金	938
5 諸支出金		7,000
	1 償還金及び還付加算金	7,000
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		12,561,599

令和７年度　小 樽 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

令和７年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,539,249千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表　歳入歳出予算」による。

別表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
1 保険料		2,552,958
	1 介護保険料	2,552,958
2 国庫支出金		4,160,190
	1 国庫負担金	2,682,437
	2 国庫補助金	1,477,753
3 支払基金交付金		4,081,438
	1 支払基金交付金	4,081,438
4 道支出金		2,133,498
	1 道負担金	2,053,953
	2 道補助金	79,545
5 財産収入		5,246
	1 財産運用収入	5,246
6 繰入金		2,605,719
	1 一般会計繰入金	2,430,425
	2 基金繰入金	175,294
7 諸収入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑入	100
歳入合計		15,539,249

歳　出

款	項	金額
		千円
1 総務費		318,033
	1 総務管理費	172,064
	2 徴収費	16,696
	3 介護認定審査会費	128,795
	4 趣旨普及費	478
2 保険給付費		14,573,508
	1 介護サービス等諸費	13,881,178
	2 介護予防サービス等諸費	235,026
	3 高額介護サービス等費	442,199
	4 その他諸費	15,105
3 地域支援事業費		600,519
	1 包括的支援事業・任意事業費	66,387
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	516,071
	3 一般介護予防事業費	16,040
	4 その他諸費	2,021
4 基金積立金		5,246
	1 基金積立金	5,246
5 諸支出金		40,943
	1 償還金及び還付加算金	5,100
	2 他会計繰出金	35,843
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		15,539,249

令和７年度　小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和７年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,606,104千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表　歳入歳出予算」による。

別表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
１　後期高齢者医療保険料		1,821,224
	１　後期高齢者医療保険料	1,821,224
２　国庫支出金		1,870
	１　国庫補助金	1,870
３　繰入金		778,699
	１　一般会計繰入金	778,699
４　諸収入		4,311
	１　償還金及び還付加算金	2,000
	２　延滞金、加算金及び過料	10
	３　雑入	2,301
歳入合計		2,606,104

歳　出

款	項	金額
		千円
１　総務費		66,261
	１　総務管理費	55,145
	２　徴収費	11,116
２　後期高齢者医療広域連合納付金		2,537,343
	１　後期高齢者医療広域連合納付金	2,537,343
３　諸支出金		2,000
	１　償還金及び還付加算金	2,000
４　予備費		500
	１　予備費	500
歳出合計		2,606,104

令和７年度　小樽市病院事業会計予算

（総　則）

第１条　令和７年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴	病　　床　　数	388 床
⑵	年間入院患者数	122,275 人
⑶	年間外来患者数	193,428 人
⑷	一日平均入院患者数	335 人
⑸	一日平均外来患者数	796 人
⑹	主な建設改良事業の概要	
	イ　医療機器等購入費	500,000 千円
	ロ　小樽市立高等看護学院施設改良工事費	27,357 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　病院事業収益	13,435,018 千円
第１項　医　業　収　益	11,978,246 千円
第２項　医　業　外　収　益	1,335,915 千円
第３項　附帯事業収益	120,657 千円
第４項　特　別　利　益	200 千円

支　　出

第１款　病院事業費用	14,573,100 千円
第１項　医　業　費　用	13,976,330 千円
第２項　医　業　外　費　用	457,866 千円
第３項　附帯事業費用	133,104 千円
第４項　特　別　損　失	5,800 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 403,629 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28 千円で補塡し、一時借入金 403,601 千円で措置するものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	1,038,524 千円
第１項　企　業　債	527,300 千円
第２項　他会計負担金	506,824 千円
第３項　他会計補助金	4,400 千円

支　　出

第１款　資本的支出　1,442,153 千円

第１項　建設改良費　527,357 千円

第２項　企業債償還金　893,196 千円

第３項　長期貸付金　21,600 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限度額
医療情報システム更新支援業務委託料	令和８年度 ～令和９年度	千円 4,730
病院機能評価受審支援業務委託料	令和８年度	660

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業費	千円 500,000	普通貸借又は登録公債	% 10.0以内	1 令和8年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
施設改良整備事業費（高等看護学院）	27,300			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　医業費用（給与費）及び附帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。

⑵　医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。

⑶　医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職　員　給　与　費　　7,136,068 千円

⑵　交　　際　　費　　500 千円

（他会計からの補助金）

第１０条　病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、271,079 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第１１条　たな卸資産の購入限度額は、3,901,916 千円と定める。

（重要な資産の取得）

第１２条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種　　類	名　　称	数　量
医療機器	手術支援ロボット	一式

令和７年度　　小樽市水道事業会計予算

（総　則）

第１条　令和７年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴　給水世帯数　59,400 世帯

⑵　年間総給水量　13,600 千㎥

⑶　一日平均給水量　37,260 ㎥

⑷　主要な建設改良事業の概要

イ　配水管整備事業

事業費　368,925 千円

事業概要　市内一円配水管整備

ロ　改良事業

事業費　1,161,566 千円

事業概要　低区配水池築造その２工事　ほか

ハ　導・送水管整備事業

事業費　151,230 千円

事業概要　天神導水管布設工事　ほか

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	2,782,018 千円
第１項　営業収益	2,537,806 千円
第２項　営業外収益	244,112 千円
第３項　特別利益	100 千円

支　　出

第１款　水道事業費用	2,632,741 千円
第１項　営業費用	2,443,385 千円
第２項　営業外費用	178,256 千円
第３項　特別損失	1,100 千円
第４項　予備費	10,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,131,069 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 146,207 千円、減債積立金 194,151 千円、過年度分損益勘定留保資金 790,711 千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	1,665,197 千円
第１項　企業債	1,586,600 千円
第２項　交付金	65,665 千円
第３項　他会計出資金	12,594 千円
第４項　他会計補助金	238 千円
第５項　固定資産売却代	100 千円

支　　出

第１款　資本的支出	2,796,266 千円
第１項　建設改良費	1,763,562 千円
第２項　企業債償還金	1,032,704 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限度額
豊倉浄水場機械設備更新事業費	令和８年度	千円 80,000
豊倉浄水場建築改修事業費	令和８年度	310,000
天神導水管整備事業費	令和８年度	90,000

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,586,600	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和8年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　483,512 千円

（他会計からの補助金）

第１０条　水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,601 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第１１条　たな卸資産の購入限度額は、29,986 千円と定める。

令和７年度　　小樽市下水道事業会計予算

（総　則）

第１条　令和７年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴　排水戸数　58,000 戸

⑵　年間総排水量　17,700 千㎥

⑶　一日平均排水量　48,493 ㎥

⑷　主要な建設改良事業の概要

イ　築造工事費

事業費　2,085,776 千円

事業概要　汚水管整備
中央処理区汚水管改築工事　ほか

ポンプ場設備の更新
船浜汚水中継ポンプ場
電気設備（計測設備）工事　ほか

処理場設備の更新等
中央下水終末処理場本館沈砂池棟汚泥処理棟
機械設備工事　ほか

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）3,000千円を借り入れる。

収入

第１款　下水道事業収益	3,513,219 千円
第１項　営業収益	2,015,548 千円
第２項　営業外収益	1,497,571 千円
第３項　特別利益	100 千円

支出

第１款　下水道事業費用	3,808,433 千円
第１項　営業費用	3,713,906 千円
第２項　営業外費用	88,427 千円
第３項　特別損失	1,100 千円
第４項　予備費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 909,340 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 173,100 千円、過年度分損益勘定留保資金 516,872 千円、当年度分損益勘定留保資金 219,368 千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	2,295,231 千円
第１項　企業債	1,097,800 千円
第２項　交付金	820,300 千円
第３項　他会計出資金	168,303 千円
第４項　他会計負担金	122 千円
第５項　他会計補助金	1,167 千円
第６項　受益者負担金	394 千円
第７項　工事負担金	92,100 千円
第８項　貸付金償還金	114,945 千円
第９項　固定資産売却代	100 千円

支　　出

第１款　資本的支出	3,204,571 千円
第１項　建設改良費	2,092,588 千円
第２項　企業債償還金	1,105,483 千円
第３項　貸付金	6,500 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
中央下水終末処理場水処理施設機械設備更新その２事業費	令和８年度	130,000
勝納汚水中継ポンプ場電気設備更新事業費	令和８年度	150,000

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
下水道事業費	1,061,400	普通貸借又は登録公債	10.0以内	1 令和８年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
下水道事業債（特別措置分）	39,400			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　209,746 千円

（他会計からの補助金）

第１０条　下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、536,002 千円である。

令和７年度　　小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

（総　則）

第１条　令和７年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴　年間埋立処分量	85,700	t
イ　がれき類等	9,800	t
ロ　廃プラスチック類等	5,700	t
ハ　土　　砂	70,200	t
⑵　一日平均埋立処分量	333	t
イ　がれき類等	38	t
ロ　廃プラスチック類等	22	t
ハ　土　　砂	273	t

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　産業廃棄物等処分事業収益	182,741 千円
第１項　営　業　収　益	180,840 千円
第２項　営 業 外 収 益	1,901 千円

支　　出

第１款　産業廃棄物等処分事業費用	166,155 千円
第１項　営　業　費　用	159,111 千円
第２項　営 業 外 費 用	6,044 千円
第３項　予　　備　　費	1,000 千円

（一時借入金）

第４条　一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第５条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職 員 給 与 費	29,778 千円

令和７年度　　小 樽 市 簡 易 水 道 事 業 会 計 予 算

（総　則）

第１条　令和７年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴	給 水 事 業 所 数	68 社
⑵	年 間 総 給 水 量	339 千㎥
⑶	一 日 平 均 給 水 量	928 ㎥

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　簡易水道事業収益	126,853 千円
第１項　営　業　収　益	81,941 千円
第２項　営 業 外 収 益	44,912 千円

支　　出

第１款　簡易水道事業費用	105,698 千円
第１項　営　業　費　用	100,439 千円
第２項　営 業 外 費 用	4,159 千円
第３項　特　別　損　失	100 千円
第４項　予　備　費	1,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 28,150 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57 千円及び当年度分損益勘定留保資金 28,093 千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第１款　資 本 的 収 入	28,191 千円
第１項　他 会 計 出 資 金	28,191 千円

支　　出

第１款　資 本 的 支 出	56,341 千円
第１項　建 設 改 良 費	627 千円
第２項　企 業 債 償 還 金	55,714 千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　3,463 千円

（他会計からの補助金）

第８条　簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,417 千円である。